

事業主の取り組みで、お客様も、働く人も笑顔に



NO!
カスハラ

2026年10月1日から
カスハラ防止措置が
事業主の義務となります。

●当社のハラスメント相談窓口はこちら

貴社のハラスメント相談窓口の連絡先などを記載してください。相談窓口が無い場合は、ハラスメント対策の取組みをすすみましょう。

詳しくはコチラ



ハラスメント対策の総合サイト
あかるい職場応援団
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/> NOハラスメント

